

事務連絡
令和2年11月30日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省政策統括官付参事官付
人口動態・保健社会統計室

死産証書（死胎検案書）における妊娠週数について（周知依頼）

死産証書（死胎検案書）の記入につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、「死産証書（死胎検案書）記入マニュアル」において、単胎と多胎の妊娠週数の考え方を区別することとしておりましたが、臨床現場での運用と齟齬が生じているとの御意見をいただきましたので、令和3年1月1日より下記のとおり変更いたします。

つきましては、内容について御了知の上、貴管内保健所、保健所設置市（特別区を含む。）、関係機関等に対して周知願います。

なお、別記関係団体宛て送付することを申し添えます。

記

○死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル 33 ページ

付録 出生証明書及び死産証書（死胎検案書）記入マニュアル
「3 死産証書（死胎検案書）作成にあたっての留意事項」中

変更後	変更前
(1) 妊娠週数 死産した児が妊娠満〇〇週〇 日で死産したかを記入します。	(1) 妊娠週数 死産した児が妊娠満〇〇週〇 日で死産したかを記入します。 なお、多胎の場合で、一方が出生児でその出産まで母体内にいた場合は、死亡が確認できた週数を記入します。

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/dl/manual_r02.pdf

以上

【照会先】

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付
人口動態・保健社会統計室 企画指導係
（電話）03-5253-1111（内7466）

(別記団体)

日本産科婦人科学会

日本産婦人科医会

全国周産期医療 (MFICU) 連絡協議会